

PREVENTION No. 150

平成17年2月17日開催

交通事故発生状況と飲酒事故等について

神奈川県警察本部交通総務課 小林 久

1 はじめに

平成16年中の神奈川県内の交通事故は、発生件数63,113件(前年比-2,200)、死者数273人(前年比-36人)、負傷者数76,268人(-2,714人)とともに減少しています。

発生件数等については、全国では952,191件と過去最悪と増加傾向にあるなかで、本県では平成12年の69,788件をピークに4年連続で約1割が減少しています。

死者数については、全国では7,358人で年間最多であった昭和45年16,765人の半数以下、本県では同じ昭和45年803人の約3分の1と大幅に減少しています。

ちなみに、本県の死者数は現行警察制度発足の昭和29年以降の51年間で最少、実に半世紀ぶりの300人以下、初の270人台など記録的な年でありました。

しかし、本県は減少傾向にありながらも、依然として年間に「県民の約110人に1人」が死傷し、「1日当たり172件」以上の発生があります。

2 交通事故防止対策について

警察は、このように県民の身近なところで発生している悲惨な交通事故を1件でも減少させるため、関係機関・団体等との連携をして各種交通安全対策を推進しています。

基本方針としては、3E(交通安全教育、交通工学、交通法令の執行)の原則を念頭においたバランスのよい対策のほか、交通事故情報の提供、交通ルール遵守・マナー向上を目的とした広報・啓発活動などを実施しています。

特に、飲酒運転等については、数次にわたる道路交通法等の改正による罰則強化に伴う交通取締りや「飲んだら乗るな！」等の広報啓発活動を推進しているところです。

3 飲酒運転に対する罰則の変遷について

現在の飲酒運転は、道路交通法第65条の「酒気帯び運転等の禁止」として、

1項 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2項 何人も前項の規定に違反して車両等を運転するそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

と規定されている。(平成14年6月の一部改正)

・ 罰則 酒酔い～3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 点数25点

酒気帯び～1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 点数13点と6点

刑法208条の2、1項で危険運転致死傷罪が新設(平成13年12月刑法一部改正)

・ 酒酔い運転の状態で四輪以上の自動車を走行させる行為により人を死傷させた場合、負傷が10年以下、死亡が1年以上で最高15年の懲役

[主な罰則の変遷]

昭和8年「自動車取締令(内務省令)」

- ・ 運転者は酒気を帯びて自動車を運転し又は運転中喫煙すべからず
- ・ 罰則 拘留又は科料

昭和 35 年 6 月 道路交通法が施行

- ・ 酔っ払い運転の禁止（酒気帯び運転の罰則がない）
- ・ 罰則 1 年以下の懲役、5 万円以下の罰金
酒酔い及び一定以上のアルコールを保有して無免許、最高速度違犯等をした場合だけ刑を 2 倍まで加重

昭和 45 年 5 月

- ・ 酒気帯び運転の禁止、飲酒検知、酒類提供の禁止等
- ・ 罰則 酒酔い 2 年以下の懲役、10 万円以下の罰金

昭和 53 年 12 月

- ・ 酒酔い運転「一発取消し、15 点（改正前 13 点）」

4 飲酒が運転に及ぼす影響等について

アルコールの影響により中枢神経が麻痺・運転機能が低下(ブレーキ・ハンドル操作が遅れる)、理性・自制心が低下(運転が乱暴、スピードを出しがち)、視力(特に動体視力)が落ち視野が狭くなる(認知能力・状況判断力が低下・反応が遅れる)、集中力が低下・身体の平衡感覚が鈍る・眠くなるほか、単独・正面衝突、信号や交差点に気づかず高速のままの出会い頭・追突、歩行者等を見落とすなどの事故類型が多発するなど、「認知」「判断」「運転能力」が低下して重大事故に直結する危険性が高くなります。

5 飲酒事故の実態

16 年中の飲酒事故と飲酒取締件数を 5 年前(H12 年)と比較すると、飲酒事故は 652 件(−221 件)で 25%減、全事故に占める飲酒事故の割合も 1%(−0.3%)、また取締件数は 8,304 件(−4,531 件)で 35%減といずれも減少傾向にあります。しかし、今月はじめにも千葉県下で飲酒運転により一度に 4 人を死亡させる重大な事故が発生したばかりであり、依然として飲酒事故が後を絶たない状況にあります。

- ・ 本県の死亡事故のうち飲酒運転による比率 13.9%は、全国と比べて 3 ポイント高い
- ・ 危険運転致死傷罪の適用も全国最多で 16 年中 17 件、うち酒酔い 5 件
- ・ 検挙した死亡ひき逃げ 16 件の動機で「飲酒運転中であつた」が 5 件、31%と最多
- ・ 市区町村別飲酒事故の比較～発生別件数 1 位相模原市・2 位横須賀市、
居住地別 10 万人当たり 1 位三浦市・2 位大井町

6 今後の対策

飲酒運転の撲滅を図るため、警察では飲酒運転の取締りや広報啓発活動を継続して推進するほか、今後は飲酒をするおそれのある者に、酒を提供したり、すすめたりする者や車を貸した周辺者に対する教唆・幫助の背後責任を厳しく追及します。

また、運転者だけでなく、歩行者が飲酒しての道路への寝込み・信号無視・禁止場所横断など、歩行者側に原因がある死亡事故も多いほか、警察で取り扱う事案の多くが、飲酒に絡む犯罪等であることから、アルコールの個々の適量、行動、性格など面から飲酒事故全体の防止対策を研究していく必要があると考えています。